

# 「障害者自立支援法」のサービスの種類

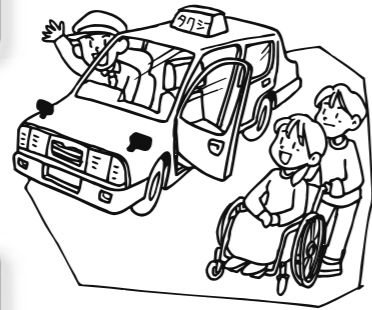
**自立支援医療**  
(18年4月から)

障害の種類などにより決められていた公費負担医療制度のしくみが統一されます。(更正医療、育成医療、精神通院医療)

**介護給付** (18年10月から)

障害程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

※居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所(ショートステイ)、重度障害者等包括支援、共同生活介護(ケアホーム)、施設入所支援



**訓練等給付**  
(18年10月から)

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

※自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)

**補装具** (18年10月から)

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を公費で負担します。

**地域生活支援事業**  
(平成18年10月から)

介護給付や訓練等給付などとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を行います。

※相談支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援など

# ～障害者が地域で安心して暮らすために～ 障害者自立支援法が 4月から施行されます

◆問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

4月から、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する法律を一つにした障害者自立支援法が施行されます。この法律は、現在の障害福祉サービスを再編し、障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう支援していくものです。今月号では、制度の概要についてお知らせいたします。

障害福祉サービス利用の流れ(表1)

1 相談	町や相談支援事業者(町の指定を受けた事業所)に相談し、サービスが必要な場合は町に申請します。
2 申請	支給の申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。
3 審査・判定	調査の結果をもとに町で審査・判定が行われ、どの位のサービスが必要な状態であるか(障害程度区分)が決められます。
4 認定・通知	障害程度区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。
5 サービス利用計画の作成	利用できるサービスの量や申請者の要望などをもとに、相談支援事業者と相談しながら必要に応じてサービス利用計画を作成します。
6 サービスの利用	サービスの利用を開始します。

**障害者自立支援法とは**

現在、障害のある方は、障害の種類や年齢により利用できる福祉サービスなどが異なりますが、この法律により障害のあるすべての方が、それぞれの地域において共通の福祉サービスを利用できるようになります。

**対象となる方は**

この制度で福祉サービスを受けられる方は、身体に障害のある方、知的障害のある方、障害のある児童、精神障害のある方です。

**サービスの仕組みは**

現在までの複雑な福祉サービス

ビスが一つになります。詳しくは、5ページの表を参照してください。

これまでの障害福祉サービスは、障害の種類や年齢、自宅か施設で生活しているかなどによってサービスが分けられていましたが、この法律では、これらの分け方が見直され、施設や事業の機能などに着目して、「日中活動(昼間の活動を支援するサービス)」と「居宅介護(生活の場におけるサービス)」に分けられます。

**障害福祉サービスの利用の流れ**

みなさんに必要な障害福祉サービスを公平に提供できるように、市町村審査会が設置されるなど、支給決定の過程

障害福祉サービスの利用者負担上限額(表2)

所得区分	対象者	月額上限額
生活保護	生活保護世帯の方	0円(自己負担なし)
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が800,000円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	24,600円
一般	住民税課税世帯の方	37,200円

自立支援医療費の上限額(表3)

所得区分	対象世帯(世帯とは医療保険加入単位)	月額上限額
生活保護	生活保護世帯	0円(自己負担なし)
低所得1	住民税非課税世帯で障害者本人の年収が80,000円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で障害者本人の年収が80,001円以上	5,000円
中間所得1	住民税所得割額が20,000円未満	5,000円
中間所得2	住民税所得割額が20,000円以上200,000円未満	10,000円
一定所得以上	住民税所得割額が200,000円以上	20,000円

※重度かつ継続該当とは、①精神医療に一年以上経験を有した医師の判断による疾病、病状から対象となる方 ②医療保険の多数該当(高額医療継続)の方  
※育成医療の経過措置に該当する方には別途上限額が定められています

が透明・明確化します(表1参照)。

**福祉サービスも一割負担**

障害福祉サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用した際は、費用の1割を負担します。

ただし、利用者への負担が重くならないように所得に応じて月額の上限額(表2)が設定されています。さらに、低所得の方には、利用するサービス

により減免措置があります。

**公費負担医療制度も一割負担**

これまでは、障害のある方の公費負担医療制度は、障害の種類や年齢により負担の割合が異なっていました。現在の、更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療費に統一され、どの障害の方でも医療費の1割を支払います。ただし、負担が重くならないように所得に応じて上限額(表3)が定められています。

## 4/1から 使用済み乾電池の リサイクルスタート

私たちが身近に使う乾電池は、一人あたりの年間使用量は20個に上ると言われていますが、やはり気になるのがごみ問題。使用済み乾電池のほとんどは、燃えないごみとして最終処分場にそのまま埋め立てられています。

そこで、町では、ごみの減量化と再資源化を目的に、平成18年4月から、使用済み乾電池(充電できない電池)をリサイクルするために、分別方法を変更することにしました。分別方法・出し方は下表のとおりになりますので、町民のみならずご協力をお願いします。

■分別方法・出し方一覧表

対象となる乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニカド乾電池(充電できない乾電池)
対象外の電池	ニッケル水素電池、リチウムイオン電池(充電電池)
収集日	燃えないごみの収集日(毎月第1・第3木曜日)
出し方	ビニール袋に入れて、「乾電池」と記入し、燃えないごみの白いコンテナに出す。



◆問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

使用済み乾電池は、燃えないごみの白いコンテナへ出す

乾電池と記入したビニールの袋に入れる